

議案第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成26年2月12日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の義務教育課の項中「学力向上推進班」を「学力向上推進室」に改める。

第6条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10)市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条の表中

県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。	を
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。	

県立学校教育課	特別支援教育監	特別支援教育班の事務を総括する。	に改める。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。	
生涯学習振興課	社会教育推進監 生涯学習推進監	社会教育班の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。	

第20条の3の次に次の1条を加える。

(主任保健師)

第20条の4 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任保健師を置くことができる。

2 主任保健師は、上司の命を受け、職員の健康管理業務を処理する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

## 1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

## 2 改正の経緯及び必要性

本県の教育課題である児童生徒の学力向上に関して、平成26年度より組織体制を強化し効果的に対応するなど、所要の改正を行う。

## 3 改正案の概要

- (1) 義務教育課の学力向上推進班を学力向上推進室へ改正する。
- (2) 学力向上推進室長及び社会教育推進監の設置並びに職務を定める。
- (3) 学校人事課の事務分掌に市町村立学校の設置等の認可及び届出に関することを定める。
- (4) 義務教育課の事務分掌から市町村立学校の設置等の認可及び届出に関することを削る。
- (5) 主任保健師の設置及び職務を定める。
- (6) この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条

## 5 関係各課との調整状況

関係各課及び行政管理課と調整済

## 6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育庁組織規則

新	旧																																								
<p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第1号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 教育庁 第1節 組織 (事務局の名称及び位置)</p> <p>第2条 教育委員会の事務局は、沖縄県教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。</p> <p>2 教育庁の本庁（以下「本庁」という。）は那覇市泉崎1丁目2番2号に置く。</p> <p>(課及び班等の設置)</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。</p> <table border="1" data-bbox="925 1155 1449 2040"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>総務班 財務班 教育企画班</td> </tr> <tr> <td>教育支援課</td> <td>学校予算班 教育支援班</td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>企画財産班 営繕班 助成班</td> </tr> <tr> <td>学校人事課</td> <td>健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>管理班 義務教育指導班 学力向上推進室</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>管理班 健康体育班 学校安全・給食班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習振興課</td> <td>管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>管理班 文化財班 記念物班 史料編集班</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	総務課	総務班 財務班 教育企画班	教育支援課	学校予算班 教育支援班	施設課	企画財産班 営繕班 助成班	学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班	県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班	義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室	保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班	生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター	文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班	<p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第1号</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 教育庁 第1節 組織 (事務局の名称及び位置)</p> <p>第2条 教育委員会の事務局は、沖縄県教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。</p> <p>2 教育庁の本庁（以下「本庁」という。）は那覇市泉崎1丁目2番2号に置く。</p> <p>(課及び班等の設置)</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。</p> <table border="1" data-bbox="925 172 1449 1057"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>総務班 財務班 教育企画班</td> </tr> <tr> <td>教育支援課</td> <td>学校予算班 教育支援班</td> </tr> <tr> <td>施設課</td> <td>企画財産班 営繕班 助成班</td> </tr> <tr> <td>学校人事課</td> <td>健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班</td> </tr> <tr> <td>県立学校教育課</td> <td>管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班</td> </tr> <tr> <td>義務教育課</td> <td>管理班 義務教育指導班 学力向上推進班</td> </tr> <tr> <td>保健体育課</td> <td>管理班 健康体育班 学校安全・給食班</td> </tr> <tr> <td>生涯学習振興課</td> <td>管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター</td> </tr> <tr> <td>文化財課</td> <td>管理班 文化財班 記念物班 史料編集班</td> </tr> </tbody> </table>	課名	班名	総務課	総務班 財務班 教育企画班	教育支援課	学校予算班 教育支援班	施設課	企画財産班 営繕班 助成班	学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班	県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班	義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進班	保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班	生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター	文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班
課名	班名																																								
総務課	総務班 財務班 教育企画班																																								
教育支援課	学校予算班 教育支援班																																								
施設課	企画財産班 営繕班 助成班																																								
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班																																								
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班																																								
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室																																								
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班																																								
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター																																								
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班																																								
課名	班名																																								
総務課	総務班 財務班 教育企画班																																								
教育支援課	学校予算班 教育支援班																																								
施設課	企画財産班 営繕班 助成班																																								
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班																																								
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班																																								
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進班																																								
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班																																								
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター																																								
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班																																								

第4条及び第5条省略

(学校人事課の分掌事務)

- 第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校職員の給与に関すること。
  - (2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。
  - (3) 学校職員の児童手当に関すること。
  - (4) 学校職員の旅費に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
  - (5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
  - (6) 公務災害に関すること。
  - (7) 労働安全衛生に関すること。
  - (8) 教職員住宅の設置(用地の取得を含む。)、管理及び廃止に関すること。

(9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。
- イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ウ 学校職員の研修に関すること。
- エ 学級編制及び教職員定数に関すること。
- オ その他学校の管理運営に関すること。
- (10) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。

- (11) 管理職選考試験に関すること。
- (12) 教員候補者選考試験に関すること。
- (13) 教育職員の免許に関すること。
- (14) 職員団体に関すること。

第7条省略。

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

イ 児童・生徒及び幼児の入学(就学)、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 学校職員の研修に関すること。

第4条及び第5条省略

(学校人事課の分掌事務)

- 第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校職員の給与に関すること。
  - (2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。
  - (3) 学校職員の児童手当に関すること。
  - (4) 学校職員の旅費に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
  - (5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
  - (6) 公務災害に関すること。
  - (7) 労働安全衛生に関すること。
  - (8) 教職員住宅の設置(用地の取得を含む。)、管理及び廃止に関すること。

(9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。
- イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- ウ 学校職員の研修に関すること。
- エ 学級編制及び教職員定数に関すること。
- オ その他学校の管理運営に関すること。

- (10) 管理職選考試験に関すること。
- (11) 教員候補者選考試験に関すること。
- (12) 教育職員の免許に関すること。
- (13) 職員団体に関すること。

第7条省略。

(義務教育課の分掌事務)

第8条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。

イ 児童・生徒及び幼児の入学(就学)、転学、休学及び卒業に関すること。

ウ 教科書その他の教材に関すること。

エ 学校職員の研修に関すること。

オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

- (2) へき地教育に関すること。
- (3) 幼稚園教育の振興に関すること。
- (4) 教育研究団体に関すること。
- (5) 児童の権利条約に関すること。
- (6) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。
- (7) 市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第9条から第16条まで省略。  
(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監 福利厚生監	教育企画班の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事 管理監 小中学校人事 管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育 課	特別支援教育 監	特別支援教育班の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進 室長	<u>学力向上推進室の事務を総括する。</u>
生涯学習振興 課	社会教育推進 監 生涯学習推進 監	<u>社会教育班の事務を総括する。</u> <u>生涯学習推進センターの事務を総括する。</u>

第18条から第19条省略。

オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

- (2) 市町村立学校の設置等の認可及び届出に関すること。
- (3) へき地教育に関すること。
- (4) 幼稚園教育の振興に関すること。
- (5) 教育研究団体に関すること。
- (6) 児童の権利条約に関すること。
- (7) 県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。
- (8) 市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第9条から第16条まで省略。  
(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画監 福利厚生監	教育企画班の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事 管理監 小中学校人事 管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育 課	特別支援教育 監	特別支援教育班の事務を総括する。
生涯学習振興 課	生涯学習推進 監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

第18条 以下省略。

<p>(主査) 第20条 本庁の課に、特に必要のあるときは、主査を置くことができる。 2 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 (主任技師) 第20条の2 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任技師を置くことができる。 2 主任技師は、上司の命を受け、技術に関する事務を処理する。 (主任専門員) 第20条の3 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任専門員を置くことができる。 2 主任専門員は、上司の命を受け、専門的事務を処理する。 (主任保健師) 第20条の4 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任保健師を置くことができる。 2 主任保健師は、上司の命を受け、職員健康管理業務を処理する。</p>	<p>(主査) 第20条 本庁の課に、特に必要のあるときは、主査を置くことができる。 2 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。 (主任技師) 第20条の2 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任技師を置くことができる。 2 主任技師は、上司の命を受け、技術に関する事務を処理する。 (主任専門員) 第20条の3 本庁の課に、特に必要のあるときは、主任専門員を置くことができる。 2 主任専門員は、上司の命を受け、専門的事務を処理する。</p>
<p>第21条から第35条まで省略。 附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>	